

南シナ海をめぐる領有権対立の歴史

A History of Opposition around Dominion of South China Sea

齋藤道彦

要旨

南シナ海の領有権をめぐる歴史としては、第一期、領有権は問題にならなかつたはずであるが、現在、中華人民共和国が漢代から中国の固有の領土だったなどと主張している前近代、第二期、清朝・中華民国が領有を主張した時期、第三にフランスが一九二〇世紀にインドシナ地域を植民地化した時期、第四に日本が二〇世紀前半に統治した時期、第五に日本の敗戦後、中華民国が領有権を主張し、一九五〇年代以降、中華人民共和国がそれを引き継いで領有権を主張しているが、フィリピン・ベトナム・マレーシアなども領有権を主張し、対立して今日に至っている時期、そして第六に中華人民共和国が礁を埋め立てて建設した人工島によって領土・領海を主張しているが、アメリカなどが人工島建設による領土・領海主張は国際法違反と指摘している現在の時期などに分けられる。それらについて主として浦野起央の資料集によって整理を行なった。

キーワード

浦野起央、大中華主義、新南群島、十一段線、トーマス・クロマ

はじめに

拙著『アジア史入門 日本人の常識』（白帝社二〇一〇年一月。以下、『アジア史入門』と略称）では、尖閣諸島問題・沖繩問題・南シナ海問題を取り上げなかったが、尖閣諸島問題については『尖閣問題総論』（創英社／三省堂書店二〇一四年四月）で詳論し、沖繩問題については「**中華民国の対『琉球』政策と沖繩史概略**」（土田哲夫編著『近現代東アジアの文化と政治』中央大学出版部二〇一五年二月）等で取り上げたので、本稿ではアジア史の今日的問題である南シナ海をめぐる領有権対立問題を検討する。

南シナ海の領有権をめぐる歴史としては、第一に、領有権は問題にならなかったはずであるが、現在、中華人民共和国が漢代から中国の固有の領土だったなどと主張している前近代、第二に、清朝・中華民国が領有を主張した時期、第三にフランスが一九―二〇世紀にインドシナ地域を植民地化した時期、第四に日本が二〇世紀前半に統治した時期、第五に日本の敗戦後、中華民国が領有権を主張し、一九五〇年代以降、中華人民共和国がそれを引き継いで領有権を主張しているが、フィリピン・ベトナム・マレーシアなども領有権を主張し、対立して今日に至っている時期、そして第六に中華人民共和国が礁を埋め立てて建設した人工島によって領土・領海を主張しているが、アメリカなどが人工島建設による領土・領海主張は国際法違反と指摘している現在の時期などに分けられる。それぞれの時期に関しては、詳細な検討が必要とされているものの、現状では資料は十分には整理されていない。

浦野起央著『南シナ海の領土問題【分析・資料・文献】』（三和書籍二〇一五年六月。以下、浦野2015または浦野と略称）

は、その資料的空白を埋めるべく詳細な資料を収めており、今後、南シナ海問題を検討する上で重要な手がかりを提供してくれており、何はともあれこの労作に敬意を評したい。¹⁾

日本名⇨南シナ海の中国名は南海、ベトナム名は東海、フィリピン名は西フィリピン海である。南シナ海には、南沙群島・西沙群島・東沙群島・中沙群島などの島嶼群があり、現在、領土紛争地域となっている。南シナ海諸島と南沙群島が混同されることがある。

礁・砂州などは、住民はいないに違いないが、島という名の場合、住民がいるのかいないのか、いとすれば何人なのかも定かではない。その大部分は、長く無主地であったと見られるが、特に二〇世紀の後半から各国から領土主張が行なわれるようになり、国家間対立が生じていった。地球上の「近代国家」による国境線区分が、南シナ海に及んできたのである。しかし、それぞれの国々の領土主張の根拠、特にその歴史的根拠は必ずしも明らかではなく、各国の領土に対する認識は国際的に共有されているわけではない。

群島名 なお、西洋名⇨バラセル群島 (Parcel Islands) はベトナム名⇨ホアンサ群島 (黄沙群島)、中国名⇨西沙群島である。西洋名⇨スプラトリー群島 (Spratly Islands) はベトナム名⇨チュオンサ群島 (長沙群島)、中国名⇨南沙群島とされる。なお中国側からは、ベトナムの言うホアンサ群島は中国の言う西沙群島ではないという異論もある(後述)。西洋名⇨マックレスフィールド群島 (Macklesfield Islands) は中国名⇨中沙群島、ベトナム名は未確認。西洋名⇨プラタス群島 (Pratas Islands) は中国名⇨東沙群島、ベトナム名は未確認。浦野²⁰¹⁵では、東沙群島はチュオンサ群島とされることもある。

島嶼数 「中国」(中華人民共和国)が一九八三年に公表した南シナ海諸島の地名は二八七であった(浦野二〇頁)。

南シナ海諸島のうち、南沙群島海域には浦野2015によれば二三〇以上の島・岩礁・浅瀬・砂州がある（浦野四七頁、一七五頁）。

西沙群島は、ベトナム資料では「一三〇余」とされているという（浦野三二二頁）。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書 一九八〇年一月三日付け中華人民共和国外交部文書「中国の西沙群島及び南沙群島に対する主権は議論の余地がない」（三〇八―三二三頁。以下、一九八〇年中華人民共和国外交部文書と略称）によれば、西沙群島は島・礁・灘合計三五である（浦野三二二頁）。浦野2015は、西沙群島は三〇島嶼である、としている（浦野一七八頁）。

「礁」・「暗礁」等 「礁」とは、水面に見え隠れする岩、「暗礁」は海中に隠れて見えない岩を指し、岩礁も暗礁とほぼ同義であり、「礁」を根拠として領海を設定することはできないとされる。当然、暗礁／岩礁・浅瀬・砂州なども同じであろう。

南沙群島の係争地域は「従前、当該国の実効支配が欠如していた」（一七五頁）という浦野2015による指摘は、妥当で重要な判断と見られる。

なお、本稿では各国の領土主張、領有行動を中心とし、発砲事件、非難の応酬、交渉などは、基本的に取り上げない。

一 前近代中国地域各王朝・ベトナム王朝との関係

現在、中華人民共和国もベトナム社会主義共和国も、南シナ海諸島は「古来、わが領土」と主張している。

一 一 中国地域各王朝時代

中華人民共和国は、「南海諸島」が「古来、わが領土」であったと主張している。「南海諸島」が古来中国の領土・領海であった根拠として、中華人民共和国は「島夷志略」、「東西洋考」、「順風相送」、「指南正法」、「海国聞見録」、「更路簿」などの文献名をあげている。この論法には、「釣魚島（尖閣諸島）≡中国領」論と異同がある。歴史資料名をあげる点では同じであるが、中国がこれらの島々を「命名した」という主張は「南海諸島」に関しては見られない。しかも、歴史資料の根拠とする部分の記述の具体的引用も見られない。

現段階で中国があげている資料の多くに筆者は目を通していないので、全面的検討は今後の課題として残されることは、あらかじめ断っておかなければならないが、二、三の文献に触れておこう。

『順風相送』、『海国図志』 現在の中国、つまり中華人民共和国が「南シナ海≡中国の領土・領海」とする根拠としてあげている資料のうちの一つ、明代の『順風相送』^②は、拙著『尖閣問題総論』（創英社／三省堂書店 二〇一四年四月）で取り上げた。そこで指摘したように、『順風相送』は航海のルートを示したものであって領土・領海を示したものなどではない。

清朝の魏源『海国図志』も、世界地図を解説したものであって、南シナ海の島々が清朝領であると言っているわ

けではない。

『更路簿』 中華人民共和国が「南シナ海」中国の領土・領海」の証拠の一つとしてあげている海南島の漁民による記録『更路簿』については、浦野2015（四五―四七頁）は「内容は南海諸島への往来やそこでの生産活動のための航海案内書である」と指摘している。そうであるなら、この資料も「南シナ海」中国の領土・領海」論の根拠となるものではないことを意味している。

前近代における「中国地域」各王朝と南シナ海諸島との関係は、航海の目印ないしせいぜい漁民の利用程度であって、漢王朝から明王朝に至る中国地域各王朝に領有意識があったとは見られないし、実効支配があったということも確認できない。

大中華主義 浦野2015は、「中国の辺境概念は、一統システムの帝国イメージのなかに継続性の理解を経てきており」（五一頁）、「中国は、中華思想の一統システムのもとに南海地域を歴史的に中国領土としており、それは、『古来、自国領土』という表現にみるように、中華思想の領土概念にある」（一八〇頁）、「版図という領土概念は天下の観念の一部」（二六〇頁）と述べている。

「一統システム」、「天下」という表現は、中国史の専門家以外にはわかりにくい用語であるが、現在の「中国」にはかつての中国地域各王朝と「朝貢／冊封」関係のあった周辺王朝はすべて中国領であるという大中華主義の観念が存在することを指摘しているのである。

浦野2015は、大中華に関する正しい指摘の一方で、「中国は南海諸島の支配強化と支配回復の強行を決然として遂行しつつある」（二七頁）、「中国政府は、西沙群島を回復した」（五二頁）、「中国復帰をめぐる混乱」（七四頁）、「中

国への復帰」（九八頁）という記述のように、中国による南シナ海諸島の「支配回復」という表現を繰り返しており、また中国は「東沙群島、西沙群島、中沙群島、及び南沙群島の主権を明確にした」（一〇四頁）などと記述している。ここからは浦野が「南シナ海は古来、中国の領土・領海だ」という中国の主張を支持していると見えてしまうという問題がある。

一―二 ベトナム王朝時代

ベトナムも、南シナ海は「古来、ベトナムの領土・領海であった」と主張する。

一九七九年ベトナム文書 中越戦争（一九七九年二月―三月）のち、一九七九年九月二八日付けベトナム社会主義共和国文書「ホワンサ群島及びチュオンサ群島に対するベトナムの主権」（浦野二九五―三〇六頁。以下、一九七九年ベトナム文書と略称）は、「古来、チュオンサ群島とホワンサ群島は、ベトナムの領土であった」と述べている（浦野二九五頁）。

『広義地区地図』・『撫辺雑録』 一九七九年ベトナム文書は、杜柏（ドバ）が一七世紀に編纂した『広義地区地図』でグエン（阮）王朝によるバイカットバン（黄金海岸）の開発が明記されている、と指摘している（浦野二九六頁、三〇二頁）。

一九七九年ベトナム文書は、一七七六年の黎貴惇（レイ・クドン、一七二六―一七八四年）の『撫辺雑録』に記述されたホアンサおよびチュオンサの地理・資源、およびグエン朝が両群島の開発にあずかって来た歴史により、南海はベトナムの生活と支配の域にあったと主張している（浦野一九一頁、二九六頁、三〇二頁）。

『広義地区地図』・『撫辺雑録』は、南シナ海がベトナム人の生活領域だったとは言えるが、支配・領有の十分な

証拠とまでは言いがたいように思われる。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、杜柏作成の『ベトナム地図帳クアンガイ地区』および『撫辺雜録』に記載されたホアンサ群島は「中国の西沙群島ではなく、二つがまったく異なる二つの地方のものである」、「ベトナム中部沿岸の一部の島や砂州にすぎない」と反論している（浦野三二―三二二頁）。

『大南寔録 正編』ベトナムは、一八三六年の『大南寔録 正編』に、嘉隆帝が「一八一六年に、水軍と黄沙隊を派遣し、船で黄沙を渡って水路を調査した」と記述されていること、一八三五年夏には「広義に属する黄沙に神祠を建てた」と記述されていることを歴史資料としてあげている（浦野一九一頁）。

一九七九年ベトナム文書は、グエン朝国史館編纂の『大南寔録 正編』に嘉隆帝が一八一六年に黄沙諸島を占有したこと、明命帝（一八三五年、一八三六年）がこれら諸島に廟を築き、碑を建て、植樹をし、測量をし、これを地図に描いたことが記されている、と述べている（浦野二九七―二九九頁）。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、『大南寔録 正編』には「占有」の記載は見あたらない、と述べており（浦野三二二頁）、事実関係の確認が必要である。一九八〇年中華人民共和国外交部文書はさらに、嘉隆帝の「黄沙群島の占有」説はフランス植民地主義者ルイ・タベールの『コーチシナ地理ノート』が「プラセル、別名パロセル群島」は「パリを起点とする東経一〇七度、北緯一度」としており、パリ子午線東経一〇七度はグリニッジ東経一〇九度一〇分で、中国の「西沙群島」はそれより東、また西沙群島最南端は北緯一五度四七分であり、タベールの言う「プラセル」は中国の「西沙群島」ではない、と反論している（浦野三二二頁）。なお、「プラセル」は浦野が原文のママとしており、「パロセル」は浦野原文である（正しくは「パラセル」）。一九八〇年中華人民共和国

交部文書は、書名として『大南実録 正編』としていているが、「寔」と「実」は字義が異なり、「寔」は誤記である。

ベトナムは、北部がトンキン、中部がアンナン、南部がコーチシナと呼ばれる。

「ホアンサ群島」と「西沙群島」が同一群島であるか否かは、確認されなければならない。

一九七九年ベトナム文書は、ベトナム・グエン王朝嘉隆帝のフランス人顧問ジャン・バプティスト・シエニョーが一八二〇年頃、『中南部地方についての意見書』を執筆し、嘉隆帝が一八一六年に正式にホアンサ群島に対する主権を行使したと明記している、と述べている（浦野三〇二頁）。

一九七九年ベトナム文書は、グエン王朝の明命帝が一八三三年、ホアンサに赴き、碑を立て、廟を築き、植樹をするため、輸送手段と物資を準備するよう工部に命じた、と述べている（浦野三〇二頁）。

一九七九年ベトナム文書は、グエン王朝の范文原が一八三五年、物資をホアンサに運び、碑を立て、廟を築いた、と述べている（浦野三〇二頁）。

一九七九年ベトナム文書は、グエン王朝の范有日の水軍は一八三六年、兵船をホアンサに送り、調査して地図を描いた、と述べている（浦野三〇三頁）。

『大南一統志』 一九七九年ベトナム文書は、一八六五年から一九一〇年にかけて国史館によって編纂された『大南一統志』では黄砂群島がクアンガイ省に属すると明記されている、と述べている（浦野二九九頁）。

以上のうち、ホアンサ群島が西沙群島と一致するなら、『大南寔録 正編』・『大南一統志』の記述はベトナムによるホアンサ（黄沙、西沙）群島領有の歴史的根拠となりうるものと見られる。

なお、ベトナムの多くの地図・資料ではホアンサ・チュオンサの両群島はしばしば一つにされ、大長沙、万里長

沙と総称されていた（浦野三〇二頁）。

日本は、東アジア太平洋戦争中、仏印（フランス領インドシナ）に進入し、これを支配した。日本は一九四五年三月、フランス勢力を倒し、ベトナムにはグエン朝の第三代皇帝バオダイ帝（在位一九二六―一九四五年。八月二六日退位）を元首とした。

二 フランス植民地支配との関係

二一 太平洋戦争による日本のインドシナ進駐以前

フランスは、一八六二―八四年にインドシナを植民地化し、南シナ海諸島にも領有を主張し始める。

浦野2015によれば、一八八七年六月の仏清国境画定協定では、ベトナムの海中島嶼は清朝領とされた（一九二頁）という。

一九八〇年中華人民共和国外交文書は、フランスのブリアン首相兼外相が一九二二年八月二二日、西沙群島は中国政府が一九〇九年に主権を確立したと述べた、インドシナ総督も一九二九年にパラセル群島（西沙群島）は中国に属すると認めた、と述べている（浦野三〇九頁）。

一九七九年ベトナム文書は、一九一〇年までに編纂されたベトナムの『大南一統志』がホアンサ群島はベトナム領土の一部だと明記している、と述べている（浦野三〇三頁）。

ベトナム「安南王朝」兵部尚書タン・チョン・フエは一九二五年、黄沙群島（西沙群島）はベトナム領土と主張し、

フランスは同年一月六日のユエ条約で安南政府の保護権を行使し、西沙群島にも関与した（浦野八八頁）。ここに言う「安南王朝」とは、グエン（阮）朝（一八〇二—一九四五年）のことである（『アジア史入門』一二二頁）。浦野2015は、この王朝を「ユエ王朝」とも表記しているが（浦野三〇三頁）、これもグエン王朝のことである。「ユエ」はフランス語発音のベトナム中部の都市名でベトナム語では「フエ Hue」であるが、フランス語では語頭のフは発音しないので、「ユエ」と書かれることがあるが、これはフランス植民地時代の名残りである。

フランスは一九三〇年、スプラトリー群島（南沙群島）を調査し、タンベール島（西島島）にフランス国旗を掲揚し、同島の占領を宣言した（浦野八八—八九頁）。

フランスは、パラセル島を併合する過程で、一九三〇年五月、フランス・インドシナ総督府は「パラセル島問題の最近の沿革」と題する文書をまとめた（浦野六一頁）。

フランスは一九三三年三月、スプラトリー群島（南沙群島）を占領した（浦野八九頁）。

フランスは一九三三年七月、スプラトリー群島を占領し、その旨告知した（浦野一九二頁）。

一九七九年ベトナム文書は、フランス外務省が一九三三年七月に『フランス共和国官報』でチュオンサ群島各島の占有に関する声明を出した、と述べている（浦野三〇三頁）。

サイゴン植民地議会は一九三三年一〇月、南沙群島をコーチシナ（南圻）に組みこみ、一二月、バリア省に行政編入した（浦野一九二頁）。

一九七九年ベトナム文書は、南圻総督クラウチュメは一九三三年一二月二一日付け第四七六二号決定でチュオンサ群島をバリア省の管轄とした、と述べている（浦野三〇三頁）。

浦野2015は、南シナ海が「領土問題として提起されたのは一九三三年にフランスが南沙群島の九つの島嶼に侵攻して以降であった」(一八〇頁)としているが、誰と誰が「領土問題として提起」したのか、示していない。フランスが領有宣言をしたことを指しているのだろうが、それを「領土問題として提起」したと表現すると、南シナ海はもともと中国のものであったのにフランスが「侵攻」して起こった問題と言いたいかのような印象を招きやすいだろう。

チュオンサ群島、バリア省所管 一九七九年ベトナム文書は、南圻(コーチナ)総督が一九三三年一月二二日、チュオンサ(南沙)群島をバリア省とした、と記述している。さらに、東海にあるスプラトリー(南威島)の名をもった島と、これに付属したアンボイン(安波沙洲)、イツアバ(太平島)、ハイダオ(南北二子島)、ロアイタ(南鑰島)テイトウ(中業島)の島嶼を今後、バリア省に置くとしている、と述べている(浦野三〇〇頁)。

ホアンサ群島、トゥアティエン省所管 一九七九年ベトナム文書は、ベトナム国バオダイ帝は「バオダイ一三年」(一九三八年三月三〇日)付け第一〇号勅諭においてホアンサ群島(バラセル群島)は長くベトナムの主権に属し、以前の諸朝のもとでは「ナムグアイ」省の管区画に属しており、世祖高皇帝(嘉隆帝)の代でも変わらなかったが、「南朝」(ベトナム王朝)政府代表が植民地政庁代表官とともにホアンサ(西沙)諸島(バラセル群島)をトゥアティエン省の区画に加えた方がよいと奏上し、これを認めるとした、と述べている(浦野三〇〇頁、三〇三頁)。

一九七九年ベトナム文書は、バオダイ帝が一九三八年三月三〇日、ホアンサ群島をナムグアイ省から切り離し、トゥアティエン省に編入する勅諭を發布した、と述べている(浦野三〇三頁)。

一九七九年ベトナム文書は、インドシナ総督が一九三八年六月一五日の決定でトゥアティエン省に属するホアン

サ群島に一つの行政単位を設けた（「アンナン行政官報」一二号、一九三八年八月九日掲載）、と述べている（浦野三〇〇頁）。

一九七九年ベトナム文書は、インドシナ総督ジュール・プレビエは一九三八年六月一日、ホアンサ群島を一つの行政単位とする決定を下した。フランスはパトルー島（ホアンサ群島）に主権標識灯台、気象地点、無線電信基地を設けた。チュオンサ群島のイツアバ島に気象観測所が建設された、と述べている（浦野三〇三頁）。

一九七九年ベトナム文書は、フランスが一九三八年、「フランス共和国、アンナン王国、ホアンサ群島、一八一六年」嘉隆帝がホアンサ群島に対する主権を実現した年——パラセル、一九三八年「主権標識を」との主権標識をホアンサ群島に立てた、と述べている（浦野三〇〇頁）。

一九七九年ベトナム文書は、インドシナ総督が一九三九年五月五日の決定でホアンサ群島を二つの行政単位とする（「アンナン行政官報」、一九三九年掲載）とした、と述べている（浦野三〇〇頁）。

一九七九年ベトナム文書は、インドシナ総督が一九三九年五月五日の決定でホアンサ群島を二つの行政単位とする（「アンナン行政官報」、一九三九年掲載）とした、と述べている（浦野三〇〇—三〇一頁）。

一九七九年ベトナム文書は、任期を終えたイツアバ島（チュオンサ群島）指揮官M・ボロラウド氏に代わる者を選抜することに關するインドシナ総督の一九四〇年八月二二日付け通達を収録している、と述べている（浦野三〇〇—三〇一頁）。

一九七九年ベトナム文書は、一九四一年八月二二日の中圻欽使「ベトナム中部アンナンのフランス人総督」ブラーム氏に代わり、マハメドブアイ・モズイーン氏をアムフィットリット島嶼群（ホワンサ群島）行政長官に選任す

るとの決定を収録している、と述べている（浦野三〇一頁）。

これらの資料は、フランスおよび安南王国（クエン朝）によるホアンサ群島・チュオンサ群島に対する領有・実効支配の歴史的証拠資料と見られる。

二―二 太平洋戦争終了以後

フランスは、日本による東アジア太平洋戦争に伴い、インドシナ植民地を喪失したが、日本の敗北をうけてインドシナに復帰してきた。

フランスは一九四五年一〇月、スプラトリー群島に軍事上陸を果たした（浦野一九二頁）。

フランスは一九四六年五月、軍艦をパラセル群島（西沙群島）に派遣し、九月まで占領した（浦野九五頁、一六六頁）。

フランス軍艦は一九四六年一〇月、スプラトリー群島（南沙群島）のスプラトリー島（南威島）・イツアバ島に石碑を建立し、一二月、引きあげた（浦野九八頁、一八一頁）。

フランスは一九四六年一〇月、パラセル群島を占領した（浦野一八一頁）。

一九四九年ベトナム文書は、フランスが一九四六年、砲艦サブリーニャン・ド・ブレッツチャ号を送り、南沙群島を再占拠した、と述べている（浦野三〇三頁）。

フランスは一九四七年一月九日、西沙群島はベトナム領だと声明した（浦野九八頁、一六六頁）。

フランスは一九四七年一月八日、パラセル群島のパツル島（珊瑚島）を占領した（浦野九九頁）。

フランスは一九四七年一月、パラセル群島（西沙群島）のパスツル島（盤石嶼）を占領した（浦野一八二頁）。

フランス軍・ベトナム軍は一九四七年一月、パラセル群島の林島（ウッディ島）に上陸し、中華民国軍を撃退し

た（浦野一九二頁）。

フランスは一九四七年四月、パラセル群島のパスツル島（珊瑚島）を占領した（浦野一八一頁）。

以上の「パツル島（珊瑚島）」、「パスツル島（珊瑚島）」、「パスツル島（盤石嶼）」の島名および占領の月についての浦野2015の記述は混乱している。

フランスは一九五〇年四月、パラセル群島（西沙群島）のクレセント諸島（永樂諸島）を占領した（浦野九九頁）。

フランスは一九五〇年一〇月、スプラトリー群島（南沙群島）を南ベトナムに委譲した（浦野一六六頁）。

フランスは一九五四年七月二日、インドシナ・ジュネーブ協定でインドシナにおける植民地支配権を喪失したが、一九五五年一月、パラセル群島（西沙群島）のウツディ島（永興諸島）に軍艦を派遣し、一九五六年以降、中華人民共和国との間で衝突が起こった（浦野一〇二頁）。

フランスは一九五六年四月、南ベトナムから撤退した（浦野一〇二頁）。フランスによるベトナム統治は、一九五六年に南ベトナムに引き継がれた（浦野一九二頁）。

三 日本の新南群島領有

日本と南シナ海島嶼の日本名、新南群島との関わりは、角屋七郎兵衛が一六三二年、ベトナム貿易のためアンナンに渡航し、そこから「東亜航海図」を日本に送り届けた（浦野八〇頁、八五頁）。「父孫左衛門吉康」が航海に使用した「東亜航海図」に付された短冊には「天明七年（一七八七年）」と記されている（浦野八〇頁）という。

新南群島島名表

新名称〔日本名〕	旧名称〔西洋名〕
北二子島	North Danger North East Cay
南二子島	North Danger South West Cay
西青島	West York I.
三角島	Thi tu I.
中小島	Loai ta I.
亀甲島	Elat I.
南洋島	Nanshan I.
長島	Ttu aba I.
北小島	Sand Cay
南小島	Nam Yit I.
飛鳥島	Sin Cowe I.
西鳥島	Spratley I.
丸島	Amboyna Cay

一九〇二年、玉置平右衛門が東沙群島を探検し、一九〇五年には長風丸がプラタス島の無帰属を確認し、一九〇七年、西沢吉治がプラタス島を西沢島と命名（浦野八五頁）、一九一三年にプラタス島を中華民国に引き渡し（浦野八六頁）、日本は一九二二年、長島（のち太平島）に出張所を設置（浦野八六頁）した。その後、日本海軍は一九三七年、東沙島を占領し、日本は一九三八年、長島を含む新南群島・西沙群島を編入した（浦野九〇頁）とされる。

日本軍は一九三九年二月一〇日、海南島に上陸した（浦野三五三頁）。

日本外務省は一九三九年四月一七日、新南群島の島名を発表した。

新南群島島名（一九三九年四月一七日 日本外務省）計一三

島（浦野六七―六八頁）。

日本は一九三九年一二月、海南島に上陸した（浦野一四五頁）。

サンフランシスコ平和条約 日本は一九四〇年九月、北部仏印（フランス領インドシナ）に進駐、一九四一年七月、さらに南部仏印に進駐したが、一九四五年八月の敗戦により、南シナ海から撤退した。日本は一九五一年九月、戦後処理のサンフランシスコ平和条約（日本国との平和条約）に調印し、次のサンフランシスコ平和条約（一九五二年四月二八日発効）第二条（f）で南シナ海諸島を「放棄」した。

「日本国は、新南群島及び南沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

日華平和条約 日本は一九五二年四月、中華民国と日華平和条約（「日本国と中華民国との間の平和条約」。日台条約とも略称される）に調印し、新南群島・西沙群島の放棄を確認した。

「第二条 日本国は、一九五一年九月八日にアメリカ合衆国のサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約（以下「サン・フランシスコ条約」という。）第二条に基き、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される。」

日本の敗戦と「新南群島及び南沙群島」放棄後、中華民国・フランス・ベトナム・フィリピン・中華人民共和国・マレーシアなどが「新南群島及び南沙群島」すなわち南シナ海の西沙群島、中沙群島、東沙群島・南沙諸島に對する領有権をめぐる争うようになる。

四 戦後コーチシナ共和国／ベトナム国／ベトナム共和国（南ベトナム）

一九四五年八月、東アジア太平洋戦争における日本の敗北をうけて、インドシナ共産党の主導下にベトナム民主共和国（北ベトナム）が一九四五年九月、樹立された。

コーチシナ共和国／ベトナム国 これに対し、フランスはベトナムの再植民地化をめざしてベトナム南部に復帰し、一九四六年八月、コーチシナ共和国（南圻国）を樹立した。フランスは一九四八年五月、ベトナム臨時中央政府を設立してコーチシナ共和国を吸収し、さらにベトナム南部に一九四九年六月、再びバオダイを元首（一九四九年六月―一九五五年四月）とするベトナム国を樹立した。

フランスは一九四九年七月、西沙群島・南沙群島の主権をベトナム国に委譲した（浦野九九頁）。

一九七九年ベトナム文書は、バオダイ政府首相チャン・バン・ヒューがサンフランシスコ講話会議において一九五一年九月七日、「私たちは、チュオンサとホアンサ（中国名：西沙群島）の両群島に対する古くからの私たちの主権を確認する」（「フランス―アジア」第六六・六七号、一九五一年一一―二月）との声明を行なった、と述べている（浦野三〇一頁、三〇四頁）。

一九七九年ベトナム文書は、ベトナムがチュオンサ群島に主権標識を立てた、と述べている（浦野三〇一頁）。フランスは、一九五四年に第一次インドシナ戦争（一九四六―一九五四年）に敗北した。ベトナムは一九五四年のジュネーブ協定により、北緯一七度線でベトナム民主共和国（北ベトナム）とバオダイ・ベトナム国（南ベトナム）に分割された。

ベトナム共和国（一九五五年一〇月―一九七五年四月）ベトナム国では、一九五五年一〇月にバオダイ政権が倒され、ベトナム共和国（南ベトナム）が樹立された。その後、アメリカは、南ベトナムを支持して第二次インドシナ戦争（一九六〇―一九七五年）、すなわちベトナム戦争を行なっていた。

一九五五年に成立したベトナム共和国（南ベトナム。サイゴン政権とも呼ばれる）は、フランスの南ベトナムからの

撤退をうけて、ホアンサ群島（西沙群島）・チュオンサ群島（南沙群島）の一部島嶼を接収した（浦野一〇二頁）。

一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権が一九五五年、インドシナから撤退するフランス軍艦に代わって、海軍陸戦隊一個中隊を送って、ホアンサ群島に駐屯させた、と述べている（浦野三〇四頁）。

フランスは一九五六年四月、南ベトナムから撤退し、ベトナム共和国（南ベトナム）はホアンサ群島（西沙群島）とチュオンサ群島（南沙群島）の一部島嶼を接収した（浦野一〇二頁）。ベトナム共和国（南ベトナム）は一九五六年四月、フランス軍に代わってホアンサ群島（西沙群島）およびチュオンサ群島（南沙群島）を接収した（浦野一六六頁）。南ベトナムは一九五六年六月、チュオンサ群島の領有権を声明した（浦野一六六―一六七頁）。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、ウン・バン・キエム・ベトナム外務次官が一九五六年六月一日、「ベトナム側の資料によると、歴史的に見て西沙群島・南沙群島は中国領土に属すべきである」と言明し、同席していたベトナム外務省アジア局長代理イ・ロクは具体的にベトナム側の資料を紹介して「歴史的に見て、西沙群島と南沙群島は、宋代から中国に属している」と語った、と述べている（浦野三一〇頁）。

南ベトナムは一九五六年七月、ホアンサ群島（西沙群島）のチャム・テエン島（フニヤット島／甘泉島）を占領、同年八月、チュオンサ群島（南沙群島）に上陸した（浦野一〇三頁）。

南ベトナムは一九五六年八月、南沙群島に立ち入った（浦野一六七頁）。

チュオンサ群島、フウツクトウイ省所管　一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権が一九五六年、軍艦を派遣してチュオンサ群島を支配し、チュオンサ群島はフウツクトウイ省に属するとの大統領令を出した、と述べている（浦野三〇四頁）。

南ベトナムは一九五七年二月、ホアンサ群島（西沙群島）および「チュオンサ群島（東沙群島）」に対する主権声明を發した（浦野一六七頁）。

南ベトナムは一九五七年五月、ホアンサ群島のグエトティエム諸島（クレセント諸島／永樂諸島）に上陸した（浦野一〇三―一〇四頁）。

南ベトナムは一九五九年四月八日、ホアンサ群島（西沙群島）に対する主権を声明した（浦野一〇六頁）。

一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権が一九六一年、ホアンサ群島をクアンナム省に属するディンハイ村という行政単位として組織するという大統領令を出し、チュオンサ群島に主権標識を立てた、と述べている（浦野三〇四頁）。

南ベトナムは一九六三年五月、チュオンサ群島六島に主権碑を建立、クアン・ホア島（琛航島）に行政センターを設立した（浦野一〇六頁）。

南ベトナムは一九六三年五月、チュオンサ群島（スプラトリー群島）六島嶼に主権碑を建立し、ホアンサ群島（パラセル群島）の統治は文民統治から軍部統治に移行した（浦野一九二頁）。

ホアンサ群島、クアンナム省編入 南ベトナムは一九六九年一月二日、ホアンサ群島をクアンナム省に編入した（浦野一〇七頁）。

一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権が一九六九年、ディンハイ村（ホアンサ群島）をクアンナム省ホアンバン郡ホアロン村に編入する決定をした、と述べている（浦野三〇四頁）。

南ベトナムは一九七一年七月二日、チュオンサ群島（東沙群島^④）のナム・イエット島（鴻麻島）を占領し、併合

した（浦野一〇七頁）。

一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権外相チャン・バン・ラムが一九七一年、マニラのASPAC会議の席上、ホアンサ群島とチュオンサ群島に対するベトナム主権を再度確認する発言を行なった、と述べている（浦野三〇四頁）。

一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権が一九七三年九月三日、チュオンサ群島をフウクトゥイ省ダットドー郡フウオックハイ村に編入する決定を行なった、と述べている（浦野三〇四頁）。

南ベトナムは一九七二年二月、五〇海里漁業水域を決定した（浦野一九二頁）。

ナム・イエット島、フォクツイ省に併合 南ベトナムは一九七三年七月、チュオンサ群島（東沙群島）のナム・イエット島（鴻麻島）を占領し、九月、フォクツイ省に併合した（浦野一九三頁）。

浦野2015では、「ナム・イエット島の占領」は、一九七一年（一〇七頁）と一九七三年（一九三頁）の記述があり、どちらかが間違いであろう。

一九七四年一月、ホアンサ群島で中華人民共和国と南ベトナムが交戦した（浦野一九三頁）。

一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権外務省スポークスマンが一九七四年一月二日、ホアンサ群島とチュオンサ群島は中国のものだという中国の一九七四年一月一日の声明に反対すると声明した、と述べている（浦野三〇四頁）。

一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権外務省スポークスマンが一九七四年一月一六日、ホアンサ群島に対する主権を確認する声明を出し、国連安全保障理事会議長に対し、事態に対処するため適切な措置をとるよう要求し

た要請文書を送付した、と述べている（浦野三〇四頁）。

南ベトナム、ホアンサ群島支配喪失 一九七九年ベトナム文書は、中華人民共和国が一九七四年一月一九日、ホアンサ群島を占領した、と述べている（浦野三〇四頁）。一九七九年ベトナム文書は、サイゴン政権外相が一九七四年一月二〇日、中華人民共和国がベトナムのホアンサ群島を占領したことを審議する緊急安全保障理事会の開催を求めた緊急電を国連安全保障理事会に送った、と述べている（浦野三〇四頁）。

中華人民共和国の軍事行動により、南ベトナムはホアンサ群島支配を失ったことが確認される。

南ベトナムは一九七四年二月、南海諸島の主権を声明した（浦野一九三頁）。

南ベトナムは一九七四年五月二二日、領海法を制定し、一二海里を適用した（浦野二〇九頁、一九三頁）。

南ベトナムは一九七五年二月一四日、「黄沙群島（パラセル）及び長沙群島（スプラトリー）に対する外交白書」

（一九七五年白書）を発表し、それらに対する主権を主張した（浦野一〇九頁）。

南ベトナムは一九七五年二月、チュオンサ群島にヘリコプター基地を建設した。

南ベトナム政府は、ベトナム戦争に敗北し、一九七五年四月三〇日、崩壊した。

五 中華民国

「中国」（中華民国）は、水陸地図審査委員会の一九三五年四月出版の「中国南海島嶼図」で、中国最南端を北緯四四度（四度の誤りであろう）とする南海諸島の主権を宣言した（浦野一八〇―一八一頁）。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、フランス植民地当局のアンナン警察が一九三八年、西沙群島に侵入すると、日本外務省スポークスマンは「アンナン（安南）の警察が上陸した西沙群島は中国領土であることを、われわれは承認している」と言明した、と述べている（浦野三二〇頁）。

中華民国台湾省は、東アジア太平洋戦争における日本の敗戦をうけて、一九四五年一月、西沙群島の林島（永興島）に中華民国国旗を掲揚した（浦野九五頁）。

中華民国は一九四五年二月八日、台湾気象局が西沙群島の接收に入り、一九四六年九月二日、東沙群島を、一月二日、南沙群島をそれぞれ接收した（浦野一六六頁）。

中華民国は一九四五年一月、西沙群島の林島（永興島）を接收した（浦野一八一頁）。

中華民国広東省政府は一九四六年八月、東沙群島・西沙群島の調査に着手し、九月一日、南海諸島の接收方針を決定した（浦野九八頁）。

中華民国広東省政府は一九四六年八月、東沙・西沙・南沙群島を接收し、一月までに旧日本領土の南海諸島は接收された（浦野一八一頁）。

中華民国軍は一九四六年九月、東沙群島・西沙群島・南沙群島に進駐した（浦野一八一頁）。

中華民国軍は一九四六年一月、西沙群島の永興島に上陸した。二月一日、フランス軍の引きあげをうけ、南沙群島の双子島・南極島・帝都島（中業島）に上陸し、中華民国国旗を掲揚した（浦野九八頁）。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、「中国」（中華民国）政府が一九四六年一月、二月に西沙群島・南沙群島を接收し、記念碑を立て駐留兵をおいた、と述べている（浦野三〇九頁）。

中華民国内政部は一九四七年一月、東沙群島・西沙群島・中沙群島・南沙群島の四つからなる南海諸島の名称を公表することで、南海諸島に対する主権を行使し、「南海諸島の最南端は曾母灘である」と確認した（浦野一八一頁、一八二頁）。

海南特別行政区設置 浦野²⁰¹⁵は、中華民国が一九二二年、西沙群島を「海南省」の管轄と決定したと書いているが（八五頁）、中華民国時代に「海南省」という行政区画は存在しない。しかし、中華民国時代に「海南省」の設置が検討されたことはある。一九四七年五月一三日『中央日報』所載の馮樹敏「海南島建省を論ず」は、西沙群島・南沙群島が二本の眉毛なら海南島・台湾は二つの目であり海防上重要なのに、海南島は「化外の地」として荒れるに任せてきたが、最近、政府には海南島に省を置くことが検討されている、と伝えている。だが、国共内戦の激化、中華民国の中国大陸統治の崩壊により、海南省は実現しなかったのである。

一九四七年六月五日『中央日報』によれば、中華民国行政院政務會議は同年六月四日、海南島に省を置く準備としてまず特別行政区を設置し、建省委員会を置くことを決定した。

浦野²⁰¹⁵は、「一九四九年六月 新中国（中華人民共和国）、西沙・南沙群島を海南特別行政区編入」（一八二頁）としているが、中華人民共和国が成立を宣言したのは一九四九年一〇月であり、「新中国（中華人民共和国）」は中華民国の誤りと見られる。浦野²⁰¹⁵は、「中国」という表現を乱用したのが災いしたのではないか。

中華民国軍は一九四七年三月一五日、南沙群島・西沙群島の海軍管轄を決定し、四月一日、両群島を海南特別行政区とした（浦野九九頁）。

中華民国内政部は一九四七年九月四日、南沙群島・西沙群島・東沙群島・中沙群島を広東省に編入した（浦野

九九頁)。

十一段線 中華民国は一九四七年二月、十一段のU字線によって主権海域とした(浦野一七五頁)。十一本のU字型の区分線のことである。U字線内は中国の領土・領海という主張は中華人民共和国に引き継がれるが、東沙群島は別として、いかにも不自然な印象を与えるのは否めない。

中華民国内政部地域局は一九四七年二月、「南海諸島新旧名称対照表」および「南海諸島位置図」を公表し、南海諸島領土は十一段のU字線をもって図示された(浦野一八三頁)。

浦野2015は、十一段線による「南海諸島位置図」を図示しているが(浦野一八四頁)、「南海諸島新旧名称対照表」は示しておらず、別稿で示したい。

太平島 中華民国は一九四七年二月、長島を太平島と改称した(浦野一八二頁)。太平島は、中華民国高雄市棋津区中興里に区分された(浦野一八九頁)。中華民国は一九六〇年一〇月、太平島に気象台を建設した(浦野一九〇頁)。二〇〇七年一二月、太平島の滑走路が竣工され、二〇〇八年一月、台湾空軍輸送機が着陸した(浦野一八九頁)。

中華民国は一九五五年六月、南沙群島の主権を主張した(浦野一八八頁)。

中華民国軍は一九五六年六月、南沙群島を再占領し(浦野一〇二頁)、同年七月、太平島など南沙群島に再上陸した(浦野一〇三頁)。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、一九五五年一〇月の国際民間航空機関マニラ会議で全会一致で採択された第二四号決議が中国台湾当局(中華民国)が南沙群島における気象観測を強化するよう要求した、と述べている(浦野二一〇頁)。

中華民國軍立威部隊は一九五六年六月、南沙群島に上陸し、主権石碑を建て、太平島では基地整備を行なった（浦野一六七頁）。

フィリピンのトーマス・クロマは一九五六年七月、チツ島（中業島）にフリーダム政府の首都を設立したことで、
中華民國は七月、威遠部隊を派遣し、支配するところとなり、一〇月、クロマ船を臨検し、以来、中華民國は太平島を実効支配している（浦野二〇五頁）。

中華民國は一九五六年二月、フリーダム・ランドを拒否し、南沙群島の主権を声明した（浦野一〇三頁）。

中華民國（台湾）は一九六一年七月、西沙群島の主権を声明した（浦野一九〇頁）。

中華民國（台湾）は一九七九年九月六日、二〇〇海里排他的經濟水域を宣言した（浦野一〇三頁）。

中華民國（台湾）は一九八二年二月七日、南沙群島・東沙群島開発三カ年計画を作成し、両群島への移住に入った（浦野一二四頁）。

中華民國（台湾）は一九九〇年一月二日、太平島に中華民國の主権を示す標識を建てた（浦野一二八頁）。

中華民國（台湾）は一九九〇年一〇月七日、台湾島および太平島を含む南沙群島周辺島嶼における海上・空中飛行禁止区域を設定した（浦野一二四頁、一二八頁）。

中華民國（台湾）は二〇〇一年一月、海巡署を設置し、太平島を管轄した（浦野一九一頁）。

中華民國占有島嶼数　中華民國（台湾）が占有している南シナ海諸島は、一九九三年現在一島、二〇〇九年現在一島、二〇一三年現在占有している南沙海諸島は一―二島である（浦野一七六頁）。

浦野2015による各国の占有島数は、一九九三年、二〇〇九年は「南シナ海」だが、二〇一三年は「南沙群島」と

なっており、地理的範囲に違いがあり、混乱がありそうである。以下、フィリピン・ベトナム・中華人民共和国・マレーシアについても同じである。

楊中美『中国新軍国主義崛起 中国即將開戦』（時報出版 二〇一三年二月。以下、楊中美²⁰²³あるいは楊中美と略称）によれば、現在、南沙群島二三五の島・礁・沙・灘のうち、「中国」が占拠しているのは九個で、このうち、「台湾地区」（中華民国）は二個としている（楊中美一二二頁、『尖閣問題総論』九八頁）。

六 フィリピン

フィリピンは一五六五年以来、スペインの植民地だったが、米西戦争の結果、一八九八年以降、アメリカの植民地となっていた。太平洋戦争中は日本が統治し、太平洋戦争がアメリカの勝利に終わると、一九四六年七月四日、フィリピンは独立を果たした。フィリピンは一九四七年、アメリカとの間に米比軍事基地協定・米比軍事援助協定を締結したが、一九九二年、米軍基地は一掃された（『アジア史入門』一九四―一九五頁、四三三頁）。

フィリピン外相は一九四六年七月二三日、南沙群島を国防範囲に包含すると宣言した（浦野九八頁、二〇二頁）。

フィリピンは一九五五年三月、南海諸島囲いこみの過程で群島水域論を提起した（浦野二〇四頁）。

人道王国 フィリピン在住のアメリカ退役軍人は、一九五五年六月七月にスプラトリー群島（南沙群島）の一部に上陸し、「人道王国」樹立を宣言した（浦野一〇一頁）。

フィリピンの元軍人でフィリピン海洋研究所長のトーマス・クロマは一九五六年三月、スプラトリー群島を探

検し、「無主の島嶼を発見し、カラヤーン群島と命名した」と発表した（浦野一〇一頁、二〇一頁）。

「彼ら」は一九五六年四月二十九日、イツアバ島（太平島）に上陸し、五月二十七日、再上陸した。その後、「彼ら」はスプラトリー島（南威島）で占領宣言を發し、「フリーダム・ランド」と命名した。ガルシア・フィリピン外相は五月十九日、その先占行為を承認した。クロマは、関係各島にフィリピン国旗を掲げ、正式の領有であると宣言した（浦野一〇二頁）。これに対し、中華民国はクロマの言う島嶼は中華民国の版図に含まれると主張した（浦野一〇二頁）。

浦野2015の記述のうち、「彼ら」（浦野一〇二頁）がフィリピン在住のアメリカ退役軍人を含むのかどうか、やや不鮮明である。

フィリピンのトーマス・クロマは一九五五年六月―七月、スプラトリー群島に上陸し、人道王国を宣言し、フィリピンがこれを支持した（浦野一六六頁）。

トーマス・クロマは一九五五年五月、カルロス・ガルシア・フィリピン外相あて書簡でカラヤーン諸島に対する先占による合法的な領有につき確認し通告した。ガルシアは、同島は無主地であると認め、領有支持を表明した（浦野二〇五頁）。

フリーダム・ランド 一九五六年三月、スプラトリー群島の一部につきカラヤーン群島の発見として確認し、五月、フリーダム・ランドの存在が宣言された（浦野二〇一―二〇二頁）。

トーマス・クロマは一九五六年三月、南沙諸島を探検し、パラワン沖の無人島をカラヤーン群島と命名し、五月に領有を宣言した（浦野二〇四頁）。

一九五六年七月六日、チツ島（中業島）にフリーダム・ランド政府が樹立された（浦野一〇二頁）。トーマス・クロマは一九五六年七月、スプラトリー群島のチツ島を首都にフリーダム・ランドを樹立した（浦野二〇四頁）。

トーマス・クロマは一九五七年五月、スプラトリー群島のサウスウエスト・ケイ（南小島／南子礁）に上陸した（浦野一〇四頁）。

フィリピンは一九六八年、スプラトリー群島のロイアタ島（南鑰島⁽⁶⁾）、チツ島（中業島）、ノースウイースト・ケイ（北小島）の三島を占領し、一九七〇年にナンシヤン島（馬歛島）を併合し、さらに一九七一年にロイアタ島を併合し、チツ島をも併合した（浦野一〇六―一〇七頁）。

フィリピンは一九七二年四月、カラヤーン群島をパラワン省に編入し、一九七八年六月、正式宣言した（浦野二〇四頁）。

フィリピンは一九七三年一月、カラヤーン群島を歴史的水域として確認した（浦野二〇四頁）。

フィリピンは一九七六年一月一七日、スプラトリー群島のリード礁（礼楽島）探査秘密協定に調印した（浦野二二頁）。フィリピンは一九七六年三月、七つの島嶼の占領を公表し、リード礁（礼楽島）で石油探査を行ない、一九七九年二月に生産を開始した（浦野二〇四頁）。

浦野2015の記述（二二頁）では、フィリピンとどここの「秘密協定」なのか不明である。

フィリピンは一九七八年三月三日、カラヤーン群島のコタ島に近い双黄沙洲（英文名なし）を占領、パナト島と改称し、駐留、四日、パナト島を占領（これで、フィリピンの占領支配下にあるカラヤーン群島は七つの島嶼となった。）（浦野二二頁）。

フィリピン軍は一九七八年三月、南沙群島の太平島周辺の七つの島嶼を占領した（浦野二〇五頁）。

フィリピンは、一九七八年六月一日のカラヤーン群島宣言でカラヤーンをパラワン省に編入し、二〇〇海里水域を宣言した。フィリピンは、同年二月二日、パラワン島一帯で飛行場を建設した（浦野二二二頁）。フィリピンは一九七八年六月、カラヤーン群島の主権を宣言し、二〇〇海里経済水域を宣言した（二〇四頁）。

浦野2015の記述では、カラヤーン群島のパラワン省編入は「一九七二年四月」（二〇四頁）なのか「一九七八年六月」（二二二頁）なのか不明である。

フィリピンは一九七八年六月、カラヤーン群島主権宣言を発し、カラヤーン群島のパラワン島で飛行場建設が進められた（浦野二〇二頁）。

浦野2015の「カラヤーン群島宣言」（浦野二二二頁）というのは、「カラヤーン群島主権宣言」（浦野二〇二頁）のことと理解される。

フィリピンは一九七八年八月、一時マレーシアが占拠していたリスカ島に再上陸した（浦野二二三頁）。

フィリピンのマルコス大統領は一九七九年二月一九日、カラヤーン群島の主権を宣言し、大統領令第一五九六号を発し、この島嶼をパラワン州に併合し、これに従う二〇〇海里経済水域宣言を発した（浦野二〇五頁）。この宣言によれば、カラヤーン群島は「北緯七度四〇分、東経一一六度〇〇分の地点から南に北緯七度四〇分の緯度線に沿って、東経一一六度〇〇分の起点を結ぶ範囲」で「今やフィリピンの主権下に」ある、とされている（浦野二〇六頁）。

カラヤーン群島主権宣言も、「一九七八年六月」（浦野二〇二頁）、「一九七九年二月」（浦野二〇五頁）と混乱してい

るが、「一九七九年二月」が正しいものと見られる。

一九八九年三月フィリピン下院南シナ海決議は、南シナ海の間接線が設定されるべきとの立場を採択した、と述べた（浦野三二五頁）。

フィリピン海軍は一九九七年四月三〇日、マックレスフィールド堆（中沙群島）のスカーパーロ礁（黄岩島／民主礁）で中国船が中国旗を掲揚していたことを発見し、フィリピン海軍は中国旗を撤去し、フィリピン旗を掲揚した（浦野一三二頁、一三五頁）。

ここでも表記上、「礁」と「島」の混乱がある。浦野一三五頁では「岩礁」としている。「中国船が中国旗を掲揚」とは、「中国船乗員が同島（礁）に上陸して中国旗を掲揚」の意であろう。

フィリピンは一九九九年六月二日、スプラトリー群島のインベステイゲター瀬（榆亜暗沙）でマレーシアが建造物を建設していると指摘し、二四日抗議した（浦野一三五頁）。

フィリピン、米軍と協力関係復活 フィリピンは二〇一一年八月、米海軍と空軍に対してパラワン島でのフィリピン空軍基地の使用を認めた（浦野二七六頁）。

フィリピンは二〇一四年、アメリカとの間に軍事基地協定を結んだ（浦野二七八頁）。

これによって、フィリピンは一九九二年以来の米軍締め出し政策を転換し、強大な中華人民共和国の軍事力に對抗することにしたのである。

フィリピン占有島嶼数 フィリピンが占有している南シナ海諸島は、一九九三年現在九島、二〇〇九年現在九島、占有している南沙海諸島は二〇一三年現在一〇―四二島である（浦野一七六頁）。浦野一七八頁は、フィリピン

は一一島嶼を支配としている。

楊中美²⁰¹³によれば、現在、南沙群島二三五の島・礁・沙・灘のうち、フィリピンが占拠しているのは一〇個である（楊中美一一二頁、『尖閣問題総論』九八頁）。

七 ベトナム民主共和国（北ベトナム）／ベトナム社会主義共和国

ベトナム民主共和国、中国の主権を支持か 浦野²⁰¹³によれば、ベトナム民主共和国（北ベトナム）は、一九五六年五月―六月の領土帰属論争で中国を支持し、南ベトナムと対決した（一六七頁）という。

浦野²⁰¹³によれば、一九七五年五月一日『人民日報』記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」（浦野二八九―二九二頁）は、ベトナム外務次官が一九五六年六月一日、中国側に「歴史的にみて、これらの島嶼は中国の領土に属する」と表明している、と報道した（二九〇頁）。

浦野²⁰¹³によれば、ベトナム民主共和国（北ベトナム）は、ベトナム戦争段階では西沙群島・南沙群島に対する「中国の主権を認めていた」（一一一頁）。

一九七五年五月一日『人民日報』記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」は、ファン・バン・ドン・ベトナム首相が一九五八年九月二四日付け周恩来総理あて書簡で、「ベトナム民主共和国政府は、中華人民共和国政府の一九五八年九月四日の中国領海規定に関する声明を承認し、これに賛同する」と述べた、と報道した（浦野二九〇頁）。

なお、これについては一九七九年の「ホアンサ群島とチュオンサ群島に関するベトナム社会主義共和国外務省の声明」(後出)が「歪曲」と反論しており、事実関係を確認したい。

一九七五年五月一日『人民日報』記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」は、一九六〇年ベトナム人民解放軍総参謀部地図作成の『世界地図』が西沙群島(中国)、南沙群島(中国)とベトナム語で表記した、と報道した(浦野二九〇―二九二頁、三二二頁)。

一九七五年五月一日『人民日報』記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」は、ベトナム民主共和国政府が一九六五年五月九日、「中華人民共和国西沙群島の領海の一部」と述べている、と報道した(浦野二九〇頁)。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、ベトナム民主共和国政府が一九六五年五月九日、ジョンソン米大統領は「中華人民共和国の西沙群島の一部の領海を米武装勢力の作戦区域と決めた」と非難した、と述べている(浦野三二二頁)。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、ベトナムの一九六九年五月三日付け『ニャンザン』は「五月二〇日、米軍機が中国広東省西沙群島の永興島と東島領空を侵犯した」と報道した、と述べている(浦野三二二頁)。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、ベトナム教育出版社の一九七四年出版普通学校九年生用「地理」教科書が「南沙・西沙各島から……舟山群島へと……これらの島嶼は……中国大陸を防衛する『長城』を形成している」と記述している、と述べている(浦野三二二頁)。

「ベトナム民主共和国政府が西沙群島・南沙群島は中国領と認めていた」というのが事実とすれば、ベトナム戦争における中華人民共和国のベトナム支援に対する遠慮から、主権主張を控えていたものと考えられる。

統一ベトナムの実現と主権主張 ベトナム戦争の結果、南ベトナム政府は、一九七五年四月三〇日に崩壊した。統一ベトナムはその後、一九七五年五月以降、直ちに南シナ海諸島に対する主権の主張を開始する。北ベトナムがベトナム戦争中、西沙群島・南沙群島が中国に属すると表明していたかどうかは確認の必要があるが、もしそうだとすれば、ベトナムはベトナム戦争の終結後、態度を修正し、西沙群島・南沙群島はベトナム領であることを主張するに至ったわけである。

浦野2015は、「一九七四年四月南ベトナムが崩壊し」、北ベトナムは、南ベトナムの先占と歴史的支配を根拠にして、その主権支配の継承を確認して、チュオンサ群島を接収した(二六七頁)と書いているが、「南ベトナム崩壊」は「一九七四年四月」ではなく、一九七五年四月の誤記である。

一九七五年六月一六日、統一ベトナムとしてベトナム社会主義共和国(以下、ベトナムとする)が成立した。

ベトナム人民解放軍機関紙『クアンドイ・ニャンザン』は一九七五年五月一五日、チュオンサ群島の接収を確認した(浦野一一二頁)。

一九七五年五月一五日『人民日報』記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」は、ベトナムが兵を繰り出して南沙群島の六つの島を侵略・占領している、と報道した(浦野二九二頁)。

一九七九年ベトナム文書によれば、南ベトナム共和臨時革命政府武装勢力は一九七五年五月、チュオンサ群島の一部の島を解放した、と述べている(浦野三〇五頁)。

ポー・グエン・ザップ・ベトナム副首相兼国防相は同年八月五日、ホアンサ群島とチュオンサ群島の主権護持と表明した(浦野一一二頁)。「クアンドイ・ニャンザン」は一九七五年一月二日、ベトナム全土の地図「大南一統図」

を掲載し、「黄沙」(西沙群島)と「万里長沙」(南沙群島)を記載した(浦野一二二頁)。

ベトナム、チュオンサ群島をドンナイ省に編入　ベトナムは一九七六年三月八日、チュオンサ群島をドンナイ省に編入した(浦野一二二頁、一九四頁)。

『クアンドイ・ニャンザン』は一九七六年四月二五日、統一ベトナムの地図を掲載し、ホアンサ群島とチュオンサ群島を「初めて」記載した(浦野一二二頁)。

ベトナムは一九七七年三月、チュオンサ群島(西沙群島)をドンナイ省に編入した(浦野一六九頁)。

ベトナムは一九七七年五月二日、領海・接続水域・大陸棚を声明した(浦野一二二頁、一九四頁)。

ベトナム(統一ベトナムのベトナム社会主義共和国)は一九七七年五月、二〇〇海里排他的経済水域・大陸棚宣言を公布した(浦野一六七―一六八頁)。

一九七九年ベトナム文書によれば、ベトナム社会主義共和国外務省スポークスマンは一九七八年一二月三〇日、チュオンサ群島問題に関する中華人民共和国外交部スポークスマンの同年同月二九日声明に反論し、ホアンサ・チュオンサ両群島に対する主権を確認した、と述べている(浦野三〇五頁)。

中越戦争　ベトナムは、カンボジアのポル・ポト政権を倒すため、カンボジアのヘン・サムリン軍を支援し、カンボジア領内に軍を派遣した。これに対し、中華人民共和国はベトナムを懲罰するとして一九七九年二月―三月、ベトナム領内に侵入し(中越戦争)、両国関係は決定的に悪化した。

ベトナムは一九七九年二月、「ホアンサ・チュオンサ群島の主権ベトナム覚書」を公表した(浦野一九四頁)。

一九七九年ベトナム文書は、ベトナムが一九七九年、「ホアンサ群島とチュオンサ群島に関するベトナム社会主

義共和国外務省の声明」を発表した、と述べている。それによれば、①ベトナム封建国家はホアンサ群島とチュオンサ群島を占有し、「行政区画を」組織し、支配し、開発を行なった、②中国がベトナム民主共和国首相の一九五八年九月一日の覚書をベトナムがこの両群島に対する中国の主権を認めたとしているのは歪曲で、この覚書は中国の領海が一二海里だということ認める限りのものだ、③ベトナム戦争中の一九六五年五月九日の声明は抗米救国という歴史的環境の中でのみ意義を持つ、④ベトナム人民が完全勝利をかちとる直前、中国はホアンサ群島を侵略し占拠した、⑤一九七五年九月二四日、鄧小平副総理は両群島が係争中であることを認めた、⑥中国政府担当者はベトナム再侵略の陰謀を放棄していない（浦野二九五―三〇六頁）。

ベトナム外務省は一九七九年八月七日、中国は一九五八年九月付け北ベトナム首相覚書がホアンサ群島およびチュオンサ群島に対する中国の主権を認めたと主張しているが、それは中国の一二海里を認めたとすぎない、との主権声明を行なった（浦野一七一頁）。

一九七九年ベトナム文書は、中国が一九七四年一月、南ベトナムが支配していたホアンサ群島を占領したと非難し、ホアンサ群島およびチュオンサ群島に対するベトナムの主権に対する資料として黎貴惇『撫辺雑録』（二七二六―一七八四年）、『大南寔録 正編』、『大南一統志』（一八六五―一九一〇年）その他で明白と主張した（浦野一七一頁、一九四頁）。

ベトナムは一九七九年一〇月一日、外交白書「ホアンサ群島及びチュオンサ群島に対するベトナムの主権」を発表した（浦野二二四頁、一九六頁）。

「九月二八日」（浦野二七一頁、一九四頁）と「一〇月一日」（浦野二二四頁、一九六頁）のベトナム外交白書は、同じ

ものと見られ、浦野2015の記述上の混乱と見られる。

ベトナムは一九八二年一月八日、外務省白書でホアンサ群島およびチュオンサ群島に対するベトナム領有権を
確認した（浦野一五頁、一七〇頁）。

ベトナムの一九八二年八月の基線声明は、一九七七年五月の領海宣言の南海基線に従うとしている（浦野一九六
頁）。

ベトナムは一九八二年一月二日、「領海基線に関する声明」を発表した（浦野一五頁、一九四頁）。

「一九八二年八月」と「一九八二年一月」の違いは、不明である。

ベトナムは一九八四年六月までに、アム・ボイ島（安波沙洲／安邦島）に滑走路を建設した（浦野一八頁）。

ベトナム、チュオン・タン・サン群島をフーカイン省に編入　ベトナムは一九八九年六月三日、チュオン・タ
ン・サン群島（東沙群島）をフーカイン省に編入した（浦野一八頁）。

ベトナムは二〇一二年六月、スプラトリー群島とバラセル群島の領有権を定めた海洋法を制定した（浦野二六九
頁）。

ベトナム占有島嶼数　ベトナムが占有している南シナ海諸島は、一九九三年現在三四島、二〇〇九年現在二一島、
二〇一三年現在占有している南沙群島は二八―三一島である（浦野一七六頁）。

楊中美2013によれば、現在、南沙群島二三五の島・礁・沙・灘のうち、ベトナムが占拠しているのは三〇個で
ある（楊中美一二二頁、『尖閣問題総論』九八頁）。

八 中華人民共和国

一九四九年一〇月一日、中華人民共和国の成立が宣言されたのち、中華人民共和国外交部は一九五〇年五月一日、西沙群島の永興島（林島）に軍隊を派遣し、五月一七日、南海諸島に対する主権声明を行なった。中華人民共和国は一九五〇年五月、南海諸島の主権を声明した（浦野一六六頁）。

周恩来中華人民共和国外交部長は一九五一年八月一日、西沙群島、南威島のある南沙群島および中沙群島、東沙群島はすべて中国領土と表明した（浦野一八二頁、三〇九頁）。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、日本外相岡崎勝男が一九五二年に署名し推薦した『標準世界地図集』第一五図「東南アジア図」は西沙群島・南沙群島および東沙群島・中沙群島は中国に属すると表示している、と述べている（浦野三二〇頁）。

九段線 中華人民共和国は一九五三年、中華民国の南シナ海に対する十一段線主張を引き継ぎ、九段線主張を行なった。断続線とも言われる（浦野一七五頁）。

九段線は、また牛舌線とも言われ、英語表記はNine-dotted LineあるいはNine Dash Lineである。

中華人民共和国は一九五六年五月、南沙群島を含む南海諸島に対する主権を声明した（浦野一六六頁、一八二頁）。中華人民共和国は一九五八年九月四日、一二海里領海宣言を発した（浦野一〇四頁、一六七頁、一八二頁）。

一九七五年五月一日『人民日報』記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」は、中国政府が一九五八年九月四

日、「……東沙群島、西沙群島・中沙群島・南沙群島」は中華人民共和国の領土と指摘した、と報道した（浦野二九〇頁）。

中華人民共和国、一九七四年西沙群島制圧　一九七九年ベトナム文書は、中華人民共和国が一九七四年一月一日、海軍と空軍を動員し、ホアンサ群島に侵入し、これを占拠した、と述べている（浦野二九五頁、三〇四頁）。中華人民共和国軍は一九七四年一月二〇日、西沙群島の南ベトナム軍を壊滅させ、中国軍が西沙群島全域を支配した（浦野二〇九頁、一六九頁）。一九八〇年中華人民共和国外交文書は、中国軍と民兵は一九七四年一月、西沙群島に侵入したベトナム・サイゴン当局の軍隊を追い出して中国領土主権を守りぬいた、と述べている（浦野三〇九頁）。

南ベトナムは一九七四年一月、西沙群島の支配を失った（浦野一四二頁）。

中華人民共和国は一九七四年一月、南ベトナムによるホアンサ群島（南沙群島）のフォクトゥイ省管轄を非難した（浦野一六八頁）。

中華人民共和国は一九七四年四月、西沙群島空域を飛行禁止区域とした（浦野一四二頁）。

一九七九年ベトナム文書によれば、中華人民共和国の鄧小平副総理は一九七五年九月二四日、中国を訪問したベトナム党・政府代表団に対し、ホアンサ・チュオンサ両群島の問題をめぐる紛争中であることを認めた、と述べている（浦野三〇五頁）。

中華人民共和国と北ベトナムは一九七五年一一―一二月、カオバン・ランソン国境地区で「軍事衝突」した。これは、中華人民共和国によるベトナム「制裁行動」であり、中国による「米中接近のシグナル」だった（浦野一一二頁）という。

「米中接近」は、遅くとも一九七一年のキッシンジャー訪中で始まっており、一九七五年の中華人民共和国の北ベトナムへの侵攻を「米中接近のシグナル」と呼ぶのは不適切だろう。中国はベトナム戦争で北ベトナムを支援していたが、その一方で対立関係が進行していたことはすでに当時から知られていたものの、中国による国境地帯での対ベトナム軍事行動が一九七九年に先立って一九七五年に行なわれていたというのは知られておらず、確かめた。

中華人民共和国は一九七六年二月、西沙群島に海軍基地を建設した（浦野一八二頁）。

中華人民共和国は一九七八年一二月、南海諸島の主権を声明した（浦野一六九頁）。

中華人民共和国は一九七九年二月一七日―三月一六日、「自衛反撃」戦争と称し、中国人民解放軍が地続きのベトナム国境内に侵入した。

これは、「自衛反撃」ではなく、中華人民共和国によるベトナムに対する侵略戦争だった。

中華人民共和国は一九七九年四月、西沙群島および南沙群島の主権を声明した（浦野一六九頁）。

飛行禁止区域設定 中華人民共和国は一九七九年七月二三日、海南島東部地区および西沙群島に四つの飛行禁止区域を設定した（浦野一二三頁、一四〇頁）。

中華人民共和国は一九七九年八月、西沙群島を飛行禁止区域に設定した（浦野一八二頁）。

一九七四年四月は西沙群島空域に対する飛行禁止区域設定だったが、一九七九年七月は海南島東部地区および西沙群島に対する飛行禁止区域設定だった。

中華人民共和国は一九七九年一月二三日、白書「ベトナム政府が南沙群島を中国領として承認した二、三の文

献的証拠」(浦野三〇六一―三〇七頁)を公表した。それによれば、①一九五八年九月九日北ベトナム首相の書簡は東沙群島・西沙群島・南沙群島およびその他の島嶼を中国領土として認めている、②一九六五年五月九日北ベトナムは、米軍の作戦地域として中国の西沙群島の領海を指摘しており、一九六五年五月一〇日『ニャンザン』にその記事がある、③一九六九年五月一三日『ニャンザン』は米軍機の中国領空侵犯報告で「五月一〇日米軍機一機が中国広東省西沙群島永興島と東島の領空を侵犯した」と報じた(浦野一七三頁、三〇六―三〇七頁)。

なお浦野三〇七頁では、①は「一九五八年九月一四日」、②「一九五八年九月六日」となっている。浦野三〇七頁にはさらに、④⑤⑥がある。④一九六九年五月一三日『ニャンザン』は、米軍機が五月一〇日「中国広東省西沙群島永興島と東島の領空を侵犯した」と報じた。⑤一九七二年ベトナム『世界地図集』には「中国名称の西沙群島及び南沙群島が使用されて」いる。⑥一九七四年普通学校九年生用地理教科書は「西沙群島及び南沙群島を中国領土として認めていた。」

一九八〇年中華人民共和国外交部文書は、①西沙群島・南沙群島・東沙群島・中沙群島が「歴来、中国領土」であることは「世界の多くの国及び広範な国際世論の認めるところ」(浦野三〇八頁)であり、ベトナム当局はかつて西沙群島・南沙群島を中国領土と認めた立場を翻し、一九七五年に南沙群島のいくつかの島嶼を不法占領した、②西沙群島・南沙群島は「紀元前二世紀の漢の時代、中国人民」が、「発見」し、三国時代から中国が「開發經營」に取り組み、元代の『島夷志略』、明代の『東西洋考』、『順風相送』、清代の『指南正法』、『海国聞見録』および歴代漁民の『更路簿』が明らかにしている、③北宋時代、中国は西沙群島一帯に海軍の戦艦を繰り出して巡視した、清朝宣統元年(一九〇九年)には西沙群島の永興島に旗を掲げ、砲を打ち鳴らして主権の存在を明らかにした、

④「中国」（中華民国である）は一九四六年に西沙群島・南沙群島を接収した、⑤一九七九年ベトナム白書はフランスおよび南ベトナムが侵犯した西沙群島・東沙群島の主権を持ち出しているにすぎない、⑥ベトナムの資料はホアンサ群島には二三〇余の嶺があるとしているが、いわゆる郡山はそもそも存在しない、ベトナムの言う事実は的確でなく、統治もしていない、⑦フランスのブリアン首相兼外相は一九二一年八月二二日、西沙群島は中国政府が一九〇九年に主権を確立したと述べた、インドシナ総督も一九二九年にパラセル群島（西沙群島）は中国に属すると認めた、と述べている（浦野二一四頁、一七三―一七四頁、三〇八―三〇九頁）。

なお、元朝はそもそもモンゴル王朝である。浦野2015は、国家名称の「中国」と地理名称の「中国」（地域）の区別意識がないように見受ける。

このうち、清朝宣統元年の項は永興島に対する領有意思の表明と見られる。『順風相送』は、すでに述べたように航海のルートを示したものであつて領土・領海を示したものなどではない。確認は必要であるが、他の文献も同様と思われる。

中国人民解放軍海軍は一九八三年五月一六日―六月一四日、南沙群島の曾母暗沙（ジェームズ・シヨール）海域まで拡大した遠洋航海訓練を実施した（浦野二一八頁）。

中華人民共和国は一九八三年五月三一日、海南行政区西沙群島・南沙群島・中沙群島弁事所を復活させた（浦野二一八頁）。

中華人民共和国は一九八七年四月、南海諸島の主権を声明した（浦野二七〇頁）。

中国人民解放軍東海艦隊・南海艦隊は一九八八年二月一日―七日、西沙群島を訪問、海洋氣象観測所を建設した

(浦野二一八頁)。

海南省設置 中華人民共和国は一九八八年四月一三日、海南島を広東省から独立させ、海南省を設置し、南沙群島・西沙群島およびその周辺海域を編入した(浦野二一九頁)。

中華人民共和国は一九八九年八月二日、東沙群島の永暑礁(ファイアリー・クロス礁)・赤爪礁(ジョンソン礁)・華陽礁(クアテロン礁)・南薫礁(ガベン礁)および東門礁(フリーカス礁)に中国領と記した石碑を建立した(浦野二二〇頁)。

中国、領海法制定 中華人民共和国は一九九二年二月二五日、領海法(中華人民共和国領海および接続水域法)を制定した。中国は、この領海法において、東シナ海の釣魚島(日本領・沖縄県尖閣諸島)および南シナ海諸島は中国領と規定した。

中華人民共和国は一九九二年七月四日、南沙群島の南薫礁(ドラク礁/ガーベン礁)に兵士を上陸させ、領有権を示す標識を建てた(浦野二二八頁)。

ミスターフ礁人工島化 レナト・デビリヤ・フィリピン国防相は一九九五年二月九日、フィリピンが実効支配しているカラヤーン群島のミスターフ礁(美濟礁)に中国が建造物を構築したと公開写真を公表した(浦野一三〇頁)。

中華人民共和国は一九九五年二月、カラヤーン群島ミスターフ礁に軍事施設を建設した(浦野二七〇頁)。

中華人民共和国は一九九八年九月、ミスターフ礁建造物の拡張工事を行なった(浦野一三三頁)。

中華人民共和国は一九九九年一月二五日、トンキン湾の領海確定に合意した(浦野一三三頁)。

中華人民共和国は二〇〇二年六月一〇日、ベトナムがチュオンサ群島(南沙群島)のテネント(ティエ・ヌ/無七礁)

に櫓を建設したと抗議した（浦野一三六頁）。

二〇一二年七月、海南省三沙市が設置され、南シナ海をその管轄下におさめた。中華人民共和国は二〇一三年七月、西沙群島で観光事業を始めた（浦野二八六頁）。

七岩礁人工島軍事化 中華人民共和国は、南沙群島の七つの岩礁で埋め立て工事が行なわれ、人工島が出現している。永暑礁（ファイアリー・クロス礁）、渚碧礁（スービ礁）では、第四世代の携帯電話の時代に入った。二〇一三年三月以来、行政中心の永興島（ウッティ島）に三沙市が置かれ、テレビ放送も始まっている（浦野二八六頁）。

『中国新聞週刊』電子版、二〇一四年一〇月一七日は、南沙群島の七つの岩礁で、永暑礁、赤爪礁、南薰礁、華陽礁などにおいて人工島化が進行し、飛行場建設による要塞化を報じ、着々と軍事化が実現しつつあると伝えている（浦野一八八頁）。

中華人民共和国外務省は、南沙群島（スプラトリー諸島）の永暑（ファイアリー・クロス）礁で人工島に三〇〇メートル級の滑走路建設中と伝えられていたが、新しい飛行場が完成し航空機の試験飛行を実施した、と二〇一六年一月二日発表した。

なお、中華人民共和国がフィリピンから奪回したという黄岩島は、島とは言うものの、中国中央テレビが二〇一五年に放映した画像によると高さ約三メートル、幅も同程度の岩の塊にすぎなかった。

中華人民共和国占有島嶼数 中華人民共和国が占有している南シナ海諸島は、一九九三年現在七島、二〇〇九年現在七島、二〇一三年現在占有している南沙海諸島は七―一五島である（浦野一七六頁）。

楊中美2013によれば、現在、南沙群島二三五の島・礁・沙・灘のうち、「中国」が占拠しているのは九個であ

る(楊中美一二二頁、『尖閣問題総論』九八頁)。このうち、「台湾地区」は二個としているので、中華人民共和国は七個となるが、この数に西沙群島・中沙群島・東沙群島は含んでいないことになる。

一九八〇年中華人民共和国外交部文書によれば、西沙群島は島・礁・灘合計三五である(浦野三二二頁)。

九 マレーシア

南シナ海に面しているマレーシアは、一八二六年のイギリス領海峡植民地下に置かれた時代、一九四二年からの日本統治時代、東アジア太平洋戦争集結後のイギリス植民地時代を経て、一九六三年七月、連邦国家として発足した。

マレーシアは一九六六年七月二八日、大陸棚を設定し、その中に南沙群島の一部が含まれた(浦野一〇六頁、一九八頁)。

マレーシアは一九六六年大陸棚で、南沙群島の八万平方キロの地域、サウス・ルコニシア瀬(南康暗沙)、ヘラルド礁(海寧礁)、ノース・ルコニシア瀬(北康暗沙)、ジェームズ瀬(曾母暗沙)をマレーシア開発区に入れた(浦野一九九―二〇〇頁)。

一九六九年一〇月、インドネシア・マレーシア大陸棚協定に調印した(浦野一九八頁)。

マレーシアは一九七四年一〇月、東沙群島の一部を占領し、その支配を確立した(浦野一四二頁)。マレーシアは一九七四年一〇月、ツルンブ群島のツルシブ(ツルンブとも表記されている)・ラヤンラヤン(彈丸礁)を占領し、

一九七九年にマレーシア地図に明記した（浦野一九八頁、二〇〇頁）。

マレーシアは一九七九年一月、ツルシブ群島（スプラトリー群島）の一二島嶼の主権を主張した（浦野一九八一―一九九頁）。

マレーシアとタイは一九七九年一〇月、領海画定条約に調印した（浦野一九九頁）。

マレーシアは一九七九年二月二日、ツルンブ・ラクサマナ（司令礁）などのスプラトリー群島の一部をマレーシア地図に掲載し、マレーシア政府は一九八〇年二月二九日、この事実を確認した。さらにこの地図に関して、同年五月、この地図に書き入れられた経済水域の適用と表明した。これに対し、タイ・シンガポール・インドネシア・中国・ベトナムが抗議した（浦野一二三頁）。

マレーシアは一九八〇年四月二五日、二〇〇海里排他経済地帯を宣言し、ツルンブ・ラクサマナ（司令礁／コマンドル礁）などのスプラトリー群島に一部に適用、ツルンブ・ラクサマナに海軍監視所を設置した（浦野一二二頁）。

一九八〇年四月二八日付け「マレーシア法相代理のマレーシアの排他経済地帯に関する声明」は、マレーシアの排他経済地帯が基線二〇〇海里まで拡大すると述べた（浦野三二四頁）。

マレーシアは一九八〇年五月一二日、一九七七年に測量したアンボイナ・ケイ（安沙洲）がベトナム軍によって占領されていると非難した。アンボイナ・ケイは一九四七年と一九五〇年にトーマス・クロマが発見し、一九七九年六月一日にフィリピンが大統領宣言で領有を確認していた（浦野二一五頁）。

これによって、アンボイナ・ケイはフィリピン・ベトナム・マレーシアおよび中華人民共和国の係争地となった。

マレーシアとインドネシアは一九八二年二月、領海・領水相互利用協定に調印し、マレーシアは南シナ海を「平和・中立の海」(SOPAN) にと提唱した(浦野一九九頁)。

インドネシアは、マレーシアのコモド礁支配を支持した(浦野二〇〇頁)。

マレーシアは一九八三年六月、ベトナム軍が駐留するツルンプ・ランヤン(安波沙礁/アンボン島)に軍を派遣し、その近くのツルンプ・ランランヤン島(弾丸礁)を占領した(浦野二二三頁)。

ここでは、「島」と「礁」の混乱がある。

マレーシアは一九八四年一二月、排他的経済水域法を公布した(浦野一九九頁)。

マレーシアは一九九一年五月、ツルンプ・ランランヤン(弾丸礁)にリゾート施設を建設した(浦野一九九頁)。

マレーシアは一九九一年以降、ツルンプ・ランランヤン(弾丸礁)の観光開発に着手し、一九九二年には滑走路を開設した(浦野二三〇頁)。

マレーシア占有島嶼数 マレーシアが占有している南シナ海諸島は、一九九三年現在八島、二〇〇九年現在五島、二〇一三年現在占有している南沙海諸島は七一〇島である(浦野一七六頁)。浦野一七八頁は、マレーシアは一二島嶼を支配としているとしている。

楊中美²⁰¹³によれば、現在、南沙群島二三五の島・礁・沙・灘のうち、マレーシアが占拠しているのは三個である(楊中美一二二頁、『尖閣問題総論』九八頁)。

一〇 ブルネイ

ブルネイとインドネシアは、マレーシアと同じく南シナ海に面している。

ブルネイがスプラトリー群島のルイサ礁（南通礁）および三万平方キロの主権を主張している（浦野一七九頁）。

ブルネイは、占領行動に出していない（浦野一七五頁）。

ブルネイ占有島数 楊中美²⁰¹³によれば、現在、南沙群島二三五の島・礁・沙・灘中のうち、ブルネイが占拠しているのは一個である（楊中美一二二頁、『尖閣問題総論』九八頁）。

一一 インドネシア

インドネシアは、オランダ領東インドとしてオランダ植民地となっていたが、東アジア太平洋戦争中は一九四二年三月以降、日本の軍政下におかれた。日本の敗戦後、オランダが帰ってきたが、インドネシア共和国軍が武装闘争を行ない、一九四九年、独立が達成された（『アジア史入門』三五四―三五五頁、四三二頁）。

インドネシアは一九五七年一二月、群島宣言、領海一二海里適用を発表した（浦野二一〇頁）。

インドネシアは一九六〇年二月、群島国家宣言、群島水域法制定を発表した（浦野二一〇頁）。

インドネシアは一九六九年一〇月、マレーシアと大陸棚画定協定に調印した（浦野二一〇頁）。

インドネシアは一九七三年六月、大陸棚法を制定した（浦野二〇〇頁）。

インドネシアは一九七四年一月、西沙群島は中国領土と確認した（浦野一六九頁）。インドネシアは一九七四年の西沙事件で中国の南海諸島に対する主権的立場を公式に支持した（浦野二〇九頁）。

南沙群島領有権に関する関係七カ国のうち、インドネシアは占領行動に出ていない（浦野一七五頁）。

インドネシアは一九八〇年三月、二〇〇海里経済水域を宣言した（浦野二二二頁）。

インドネシアは一九八二年二月、マレーシアと領海・領空協定に調印した（浦野二二二頁）。

インドネシアは一九八三年九月、二〇〇海里経済水域法を制定した（浦野二二二頁）。

インドネシアの戦略国際研究センター研究員エバン・A・ラクスマナは二〇一一年二月、「インドネシアは領有権を主張する沿岸国ではない」と述べている（浦野二二二頁）。

二〇一五年一二月のテレビ報道によれば、インドネシアはナトゥナ諸島の領有を主張している。

インドネシア占有島数 楊中美2013によれば、現在、南沙群島二三五の島・礁・沙・灘中のうち、インドネシアが占拠しているのは二個である（楊中美一二二頁、『尖閣問題総論』九八頁）。

一二 アメリカ

米軍は一九五七年五月、スプラトリー諸島（南沙群島）の三島を占領し、レーダーを設置した（浦野一〇三頁）。アメリカは一九五七年五月、台湾の同意でレーダー基地を建設した（浦野一九〇頁）。

米軍偵察機は二〇〇一年四月一日、海南島近辺上空を飛行中、中国軍機が接近を試みてこれに接触し、墜落した。米軍偵察機は、海南島に不時着した。

浦野2015は、米軍機が「中国領空に入り」（一四〇頁）としており、『尖閣問題総論』でも「中国領空を侵犯した米軍偵察機」（四〇〇頁）としたが、公海上であったとの説もある。

浦野2015は、中華人民共和国が一九八三年に行なった南海諸島地名調査による二八三地名を示している（二二―三七頁）。

アメリカは二〇一三年五月以降、フィリピンのバラワン島軍事基地を共同使用することになった（浦野一三八頁）。二〇一五年、オバマ米大統領は、中華人民共和国による南シナ海における人工島の建設は認められないとし、米第七艦隊に所属するイージス駆逐艦ラッセンがスプラトリー諸島内のスービ礁とミスチーフ礁で中華人民共和国が建設している人工島の「一二海里」内を航行した。スービ礁では、三〇〇メートル級の滑走路が建設中であり、ミスチーフ礁でも滑走路が建設中だという。アメリカの行動は、国際法に照らして正当だが、遅きに失したとの批判もある。

アメリカ等の主張する公海における航行の自由は、当然、確保されなければならない。

おわりに

以上が、浦野2015から知りえたこと、およびそれに対する若干のコメントである。

前近代においては、中国地域各王朝の南シナ海の島々との関わりは、航海の目印にしたり、漁民が休憩所として利用したりしたなどのことはあっても各王朝が領有意思を表明したことはなく、実効支配したこともないと見てよく、「古来、中国の領土・領海」などという議論によって認識を曇らせてはならない。

それに対して、二〇世紀ベトナム側資料は領有の歴史資料として一定の根拠があると見られるものがある。

南シナ海の島々に対してフランスが領有を主張したのは一九世紀後半以降だが、フランスは一九五六年にはインドシナから撤退した。中華民国が領有を主張したのは、一九三五年以降であり、中華人民共和国は中華民国の主張を引き継ぎ、成立翌年の一九五〇年以降、領有を主張した。日本が領有意思を表明したのは一九三七年以降だが、一九四五年の敗戦により一九五一年には領有放棄を表明している。ベトナム国／ベトナム共和国（南ベトナム）が領有を主張したのは一九五〇年以降だが、ベトナム共和国は一九七五年に崩壊し、ベトナム民主共和国と成立直後のベトナム社会主義共和国が一九七五年以降に領有を主張した。フィリピンが領有を主張したのは、アメリカからの独立直後の一九四六年以降であり、マレーシアも一九六三年の成立後間もない一九六六年以降であった。

つまり、各国が領有権を主張したのは、二〇世紀の一九二〇年代以降、特に東アジア太平洋戦争・第二次世界大戦以降のことであり、戦後次々に誕生した新興独立国間の争いとなり、とりわけ一九九〇年代以降の中華人民共和国の軍事的強大化に伴う南シナ海全体に対する領土・領海主張によって深刻化したのである。

近代国家の成立は地球上を国境で分割したが、その波が二〇世紀―二一世紀になって南シナ海に押し寄せ、国境の線引きをめぐる争っているわけである。

それゆえ、各島嶼の領有権の画定は慎重な配慮が必要であり、平和的な協議に委ねられなければならない。西沙

群島を軍事的に奪取した中華人民共和国の行為は、帝国主義の振る舞いである。実力・軍事力による現状変更は、平和的手法ではない。

礁・砂州などは、国連の管理に委ねることが望ましいかもしれない。ミスチーフ礁・スービ礁などに人工島を建設するという中華人民共和国の行為は中止し、現状に回復すべきであろう。

注

- (1) 浦野2015には、関係国の主張なのか浦野の見解なのか判別がつきにくい記述があったり、その他の問題もある。まず瑣末であるが、同書中、「李鴻総理」(二二頁、二六二頁)は「李鵬総理」、「精華大学」(六頁)は「清華大学」、「抗戦」(一〇八頁)は「交戦」、「実行」(一三〇頁)は「実効」、「高尾」(一八九頁)は「高雄」、「人」(二九七頁)は「人」などの誤植がある。また、「一九五〇年五月一五日中華人民共和国外交部声明」(九九頁)の「二五日」は「二七日」の誤りであるうし、「一九一三年三月海上法執行体制」(二八六頁)は「二〇一三年三月海上法執行体制」の誤りであろう。
- (2) ここでついでに触れておくと、「尖閣諸島(釣魚島) 中国領」論者は同書は「一四〇三年」に出版されたと主張するが、いしるのぞむ『尖閣反駁マニユアル百題』(集広舎 二〇一四年六月)が述べている「一五七三年以降」という説が正しいと思われる。
- (3) 「中国地域」という用語は、国家名称の「中国」と地理名称としての「中国地域」を区別するという意図によるものである(『アジア史入門』四六頁)。
- (4) チュオンサ群島は、浦野一〇二頁、一〇三頁などでは「南沙群島」、浦野一〇七頁、一六七頁などでは「東沙群島」となっており、混乱している。「チュオンサ群島」は、「南沙群島」ではないか。
- (5) トーマス・クロマについては、拙稿「南シナ海問題と中華民国外交部檔案」(『中央大学経済研究所年報』第四八号 二〇一六年九月予定) 参照。
- (6) 「南鑰島」(浦野一〇六頁)は、「南鑰^ぐ島」の誤字であろう。